

令和6年度山形県公立学校スクールロイヤー派遣事業実施要項

令和6年4月1日
山形県教育委員会

(趣旨)

第1条 この要項は、山形県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、児童虐待やいじめ、不登校、暴力行為、学校事故等に係る児童生徒の指導上の課題や保護者への対応等について、法務の専門家である弁護士をスクールロイヤー（以下「SL」という。）として任用し、公立小中学校及び義務教育学校、県立特別支援学校及び高等学校（以下「公立学校」という。）における法務相談や研修等を通して、児童生徒や保護者、教職員にとって最適な教育環境を守るための活用事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考)

第2条 県教育委員会は、弁護士資格を有して現に弁護士として活動し、または長年活動してきた経験を有する者のうち、法律や教育の両面に関する専門的知識や法務相談の経験実績のある者からSLを選考する。

(任命)

第3条 県教育委員会は、次の各号に規定する地区において第6条に規定する業務を担当するSLを、任命する。

- (1) 村山・置賜地区
- (2) 最北・庄内地区

(派遣手続)

第4条 SLの派遣を受けようとする公立学校長は、義務教育課、特別支援教育課、高校教育課及び教職員課に派遣申請書（様式第1号）を申請する。

- 2 義務教育課長、特別支援教育課長、高校教育課長及び教職員課長は、所掌事務の範囲内においてSLを派遣することが適当と判断した場合、派遣を許可する。
- 3 第2項の当該課長は、当該公立学校（以下「派遣校」という。）へ前条で任用したSLの派遣について、SLへ派遣先通知書（様式第2号）を、派遣校へ派遣通知書（様式第3号）を送付する。派遣方法については、オンラインを活用する場合を含むものとする。

(身分)

第5条 SLは、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づく特別職の非常勤職員とする。

(業務及び位置づけ)

第6条 SLは、県教育委員会の派遣依頼のもと次の業務を行う。

(1) 次の各号に関する助言・アドバイザー業務

- ア いじめ対応
- イ 保護者への対応
- ウ 学校事故への対応
- エ 触法、非行、暴力及び性加害等の問題行動
- オ 個別配慮等を要する児童生徒又は保護者への対応
- カ 教員による児童生徒等への問題行動
- キ その他、本事業の実施に際し、派遣校の校長が必要と認める業務のうち、教育委員会が承認した業務

(2) 前号に関する研修等業務

- 2 義務教育課、特別支援教育課、高校教育課及び教職員課は、学校における最適な教育環境整備及び教職員の働き方改革の観点に基づいてSLを位置づけ、その効果的な活用を図る。

(任用手続き)

第7条 SLの任免は、山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年県教育委員会訓令第7号）第41条及び第41条の2の規定による。

(報告)

第8条 派遣校は、派遣実績報告書（様式第4号）を、派遣後14日以内に関係課長に提出する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 SLの報酬及び業務執行のための移動等に係る費用の弁償は、予算の範囲内で県教育委員会が行う。

2 SLに支払う報酬は、次の各号のとおりとする。

(1) 第6条第1項第1号に関する業務 30分につき6,500円とする。ただし、30分に満たない時間は繰り上げるものとする。

(2) 第6条第1項第2号に関する業務 1回につき2万円とする。

(経費の執行)

第10条 県教育委員会は、派遣校が提出した派遣実績報告書受理後14日以内に報酬及び費用弁償の合計をSLに支給する。

(実態調査)

第11条 県教育委員会は、必要に応じ、本事業の実施状況について、調査を行う。

(文書等の保管及び破棄)

第12条 本事業に係る文書の保管は、原則5年とする。

2 生徒等との相談記録の保管については、原則5年間とする。

3 その他、文書の保管・廃棄については、派遣校の規定による。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教職員課長が別に定めるものとする。

附則

この要項は、令和6年4月1日より施行する。